



# 栃木県公報

令和元（2019）年  
7月26日（金）  
第24号

## 目 次

### 告 示

- 公印の作成..... 241
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 241
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 242
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 242

### 公 告

- 建築士の懲戒処分..... 243
- 建築士事務所の監督処分..... 244

### 選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 244

### 人事委員会

- 令和元（2019）年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第2回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第2回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔武道指導、国際捜査官〕の実施..... 245


## 告 示

### 栃木県告示第171号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

令和元（2019）年 7月26日

栃木県知事 福田 富一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始日	公印管理者
栃木県立県央産業 技術専門校長之印		方20	てん書	一般文書用	令和元 (2019)年 8月1日	県央産業技術 専門校長

(文書学事課)

### 栃木県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元（2019）年 7月26日

栃木県知事 福田 富一

## 1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和元(2019)年7月1日	箱森歯科医院	栃木市箱森町37-9 イオン栃木店2F
令和元(2019)年6月1日	U D e n t a l C l i n i c	野木町丸林284-3
令和元(2019)年7月1日	カケル薬局大平店	栃木市大平町富田590-5

## 2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令和元 (2019)年 6月1日	株式会社CURE AL	栃木市境町25-10-1	訪問看護リハビリ ステーションつむ ぎ	栃木市野中町1365-5 オーガスタハイツ401号 ぎ

## 栃木県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元(2019)年7月26日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	名 称	住 所	名 称	所 在 地
令和元 (2019)年 6月3日	小島 将彦	足利市山川町847-1	(株)ISC福居町訪 問はりきゅう	足利市福居町327-103

## 栃木県告示第174号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元(2019)年7月26日

栃木県知事 福田 富一

## 病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成31(2019)年4月30日	川崎内科医院	小山市東城南2-11-2
令和元(2019)年5月25日	アリス薬局	栃木市藤岡町藤岡26-1
令和元(2019)年5月31日	コスモファーマ薬局 氏家店	さくら市北草川2-19-8

（保健福祉課）

**公 告**

## ○建築士の懲戒処分

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和元（2019）年7月26日

栃木県知事 福田 富一

## I

- 1 処分をした年月日  
令和元（2019）年7月19日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号  
安達 紀和  
二級建築士  
栃木県知事登録第6786号
- 3 処分の内容  
業務停止3月（令和元（2019）年8月1日から同年10月31日まで）
- 4 処分の原因となった事実  
確認済証の交付を受けずに施工者として建築工事を行った。また、建築基準法に適合しない建築物を生じさせた。

## II

- 1 処分をした年月日  
令和元（2019）年7月19日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号  
中里 淳一  
二級建築士  
栃木県知事登録第8495号
- 3 処分の内容  
業務停止3月（令和元（2019）年8月1日から同年10月31日まで）
- 4 処分の原因となった事実  
確認済証の交付を受けずに建築主として建築工事を行った。また、建築基準法に適合しない建築物を生じさせた。

## III

- 1 処分をした年月日  
令和元（2019）年7月19日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号  
五嶋 伸一  
二級建築士  
栃木県知事登録第9202号
- 3 処分の内容  
業務停止1月（令和元（2019）年8月1日から同月31日まで）
- 4 処分の原因となった事実  
管理建築士であった一級建築士が退職した後も、変更の届出を行わず、管理建築士不設置のまま一級建築士事務所としての業務を続けた。また、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約の内容及び履行に関する事項について、書面を交付して重要事項の説明をさせなかった。

## IV

- 1 処分をした年月日  
令和元(2019)年7月19日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号  
稲葉 達也  
二級建築士  
栃木県知事登録第6750号
- 3 処分の内容  
業務停止14日(令和元(2019)年8月1日から同月14日まで)
- 4 処分の原因となった事実  
管理建築士であった一級建築士が退職したにもかかわらず、工事監理者として当該一級建築士の名義を使用し、工事監理を行った。

○建築士事務所の監督処分

建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和元(2019)年7月26日

栃木県知事 福田 富一

- 1 監督処分をした年月日  
令和元(2019)年7月19日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
  - (1) 名称及び所在地  
有限会社丸百安達材木店  
日光市今市544
  - (2) 開設者の名称及び代表者の氏名  
有限会社丸百安達材木店  
代表取締役 安達 紀和
  - (3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号  
二級建築士事務所  
栃木県知事登録Bハ第3951号
- 3 監督処分の内容  
建築士事務所の閉鎖3月(令和元(2019)年8月1日から同年10月31日まで)
- 4 監督処分の原因となった事実  
建築士事務所の管理建築士が、建築士法第10条第1項の規定により3月の業務停止の処分を受けた。  
(建築課)

**選挙管理委員会**

栃木県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和元(2019)年7月26日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数

- 32,930人
- 2 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
- 305,812人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
- 142,917人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数
- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| 足 利 市 選 挙 区               | 41,441人 |
| 栃 木 市 選 挙 区               | 44,889人 |
| 佐 野 市 選 挙 区               | 33,252人 |
| 鹿 沼 市 選 挙 区               | 27,446人 |
| 日 光 市 選 挙 区               | 23,843人 |
| 小 山 市 ・ 野 木 町 選 挙 区       | 52,542人 |
| 真 岡 市 選 挙 区               | 21,629人 |
| 大 田 原 市 選 挙 区             | 20,012人 |
| 矢 板 市 選 挙 区               | 9,237人  |
| 那 須 塩 原 市 ・ 那 須 町 選 挙 区   | 39,896人 |
| さ くら 市 ・ 塩 谷 郡 選 挙 区      | 23,787人 |
| 那 須 烏 山 市 ・ 那 珂 川 町 選 挙 区 | 12,488人 |
| 下 野 市 選 挙 区               | 16,776人 |
| 芳 賀 郡 選 挙 区               | 18,085人 |
| 壬 生 町 選 挙 区               | 11,012人 |

## 人 事 委 員 会

○令和元（2019）年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第2回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第2回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔武道指導、国際捜査官〕の実施  
 令和元（2019）年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第2回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第2回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔武道指導、国際捜査官〕を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）第9条第1項の規定により公告する。  
 令和元（2019）年7月26日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

令和元（2019）年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第2回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第2回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔武道指導、国際捜査官〕を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人員

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員
大学卒業者（男性）	10名程度
高校卒業者等（男性）	40名程度
高校卒業者等（女性）	10名程度
特別区分〔武道指導（柔道）〕	1～2名
特別区分〔武道指導（剣道）〕	1～2名
特別区分〔国際捜査官（タイ語）〕	1名



## 2 受験資格

試験区分	年齢・性別	学歴等
大学卒業者(男性)	昭和61(1986)年4月2日以降に生まれた男性	(1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人及び令和2(2020)年3月31日までに卒業見込みの人 (2) 栃木県人事委員会が(1)と同等の資格があると認める人(別表参照)
高校卒業者等(男性)	昭和61(1986)年4月2日から平成14(2002)年4月1日までに生まれた男性	上記以外の人
高校卒業者等(女性)	昭和61(1986)年4月2日から平成14(2002)年4月1日までに生まれた女性	
特別区分〔武道指導(柔道、剣道)〕	昭和61(1986)年4月2日から平成14(2002)年4月1日までに生まれた人で、柔道又は剣道に卓越した技能を有する人(「卓越した技能を有する」とは、3段相当以上の段位をいう。)	
特別区分〔国際捜査官(タイ語)〕	次のいずれかに該当する人で、タイ語の堪能な人 (1) 昭和61(1986)年4月2日から平成10(1998)年4月1日までに生まれた人(学歴は問いません。) (2) 平成10(1998)年4月2日以降に生まれた人で次に掲げる人 ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人及び令和2(2020)年3月31日までに卒業見込みの人 イ 栃木県人事委員会がアと同等の資格があると認める人(別表参照)	

※特別区分の詳細については、栃木県人事委員会事務局又は栃木県警察本部警務課までお問い合わせください。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日 時	場 所	合格者発表 ※3
第一次試験	9月22日(日) 大学卒業者・特別区分〔国際捜査官〕 受付 8:50~9:25 説明 9:30~10:00 教養試験 10:00~12:30 作文試験 13:30~14:30 専門試験 15:00~16:30 (専門試験は特別区分〔国際捜査官〕のみ)	大学卒業者(男性) 高校卒業者等(男性) 特別区分〔武道指導、国際捜査官〕 宇都宮市若草2-3-76 栃木県警察学校	第1次合格者は、10月1日(火)(予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
	高校卒業者等・特別区分〔武道指導〕 受付 8:50~9:25 説明 9:30~10:00	高校卒業者等(女性) 宇都宮市若草2-2-46 栃木県立宇都宮中央	

	教養試験 10：00～12：00 作文試験 13：30～14：30 専門試験 15：00～17：00 （専門試験は特別区分〔武道指導〕のみ）	女子高等学校	
第二次試験	身体・体力・適性検査	10月10日（木）又は10月11日（金） ※1	栃木県警察学校  最終合格者は、11月28日（木）（予定）に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、第2次試験受験者に可否を通知します。
	口述試験	11月12日（火）～11月15日（金）のいずれか1日 ※2	

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、身体・体力・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会PC版ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>）及び栃木県人事委員会モバイル版ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>）にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目（配点）	内 容		
第一次試験	教養試験（100点） ※特別区分は（50点）	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。 試験の程度は、大学卒業者及び特別区分〔国際捜査官〕は大学卒業程度、高校卒業者等及び特別区分〔武道指導〕は高校卒業程度です。 出題分野は次のとおりです。（50題出題） 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈		
	専門試験（50点） ※特別区分のみ	〔武道指導〕	武道についての技術の習熟度や技量について実技試験を行います。（道着、防具等を持参してください。）	
		柔道	受身（各種受身を3回程度）、打ち込み（得意技2本、課題技1本を各20回程度）、乱取り（3回程度）	
		剣道	掛け稽古、互角稽古、指導稽古（各3回程度）	
	〔国際捜査官〕	国際捜査等に従事する警察官として必要な語学力（タイ語）について、記述式による筆記試験を行います。試験の程度は、日常生活や職業上の用務で、必要な文章を読む、書くことができる程度です。		
第二次試験	作文試験（50点）	警察官として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。（60分：800字程度） 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次試験合格者の作文についてのみ採点します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、試験を不合格とします。		
	身体検査（-）	身体検査については、次の基準により検査します。		
		性別	男 性	女 性
		身長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上
		体重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
	胸 囲	おおむね78cm以上	-	

	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上	
	色覚	職務遂行に支障がないこと。 (※詳細については、お問い合わせください。)	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。 血液検査(肝機能・血糖・梅毒)及び尿検査(糖尿・たん <sup>たん</sup> 蛋白・肝機能・腎機能)も行います。	
体力検査 (-)	体力検査については、次の方法により検査します。 前後左右跳び、その場駆け足、腕立伏せ、上体起こし等		
適性検査 (-)	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかについて検査します。		
口述試験 (350点) ※特別区分 〔国際捜査官〕は(450点)	(集団面接50点) (個別面接300点)	主として人物について、集団面接(1グループ約30分)及び個別面接(1人約25分)による試験を行います。 このほか、特別区分〔国際捜査官〕については、国際捜査等に従事する警察官として必要な語学力(タイ語)について、口述試験(1人約25分)を併せて行います(配点100点)。	
資格加点 (30点)	別欄「○資格加点について」に掲げる資格を有する場合は、一定点を加点します。		
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。		

## (備考)

- 教養試験の得点には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は不合格となります。また、「特別区分」にあつては、教養試験及び専門試験の得点並びに合計得点についてもそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定しますが、作文試験及び個別面接試験には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります(作文試験の基準に達せず不合格となる場合は、10月下旬までに通知します)。また、身体検査の基準に達しない場合も、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- スポーツで、全国規模で行われる大会への出場経歴がある場合、第2次試験の個別面接試験の際に評価要素とします。(詳細は、第1次合格通知でお知らせします。)
- 試験問題(教養試験)の一部例題を公表しています。例題の数は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)において閲覧できます。

## ○資格加点について

- ア～キの区分において、次に掲げる資格に対して、第2次試験で点数を加点します。
- 1つの区分について1つの資格が申請でき、複数の区分の資格を持っている場合は、3つの区分まで申請できます。
- 特別区分については、受験する試験区分と同一の資格加点区分での加点は認められません(例えば、「柔道」の試験区分に申し込んでいる場合は、「Ⅵ柔道」の資格加点は申請できません。)
- 申請できる資格は、第1次試験日までに当該資格取得済みのものに限りです。
- 申請方法の詳細は、第1次合格通知でお知らせします。
- 配点は各区分10点です。

区 分	資 格
ア 英 語	(ア) 実用英語技能検定(英検) 2級以上 (イ) TOEIC 470点以上



	(ウ) TOEFL <PBT>460点以上、<CBT>140点以上、<IBT>48点以上 (エ) 国際連合公用語英語検定（国連英検） C級以上
イ 中国語	(ア) 中国語検定 3級以上 (イ) 漢語水平考試（HSK） 4級以上 (ウ) 中国語コミュニケーション能力検定（TECC） 400点以上
ウ 韓国語	(ア) ハングル能力検定 準2級以上 (イ) 韓国語能力試験 4級以上
エ 財務	日商簿記検定 2級以上
オ 情報	情報処理技術者試験又は情報処理安全確保支援士試験（国家試験）に合格した人
カ 柔道	初段以上（講道館認定に限る。）
キ 剣道	初段以上（全日本剣道連盟認定に限る。）

5 採用

- (1) 最終合格者は、令和2（2020）年4月1日採用予定です。  
大学卒業見込みの人は、令和2（2020）年3月31日までに卒業できなかった場合は採用されません。  
（特別区分〔国際捜査官〕の受験資格(1)に該当する人を除きます。(2)イに該当する人は個別にお問い合わせください。）
- (2) 採用決定後は巡査に任命され、栃木県警察学校に入校し、初任科生として一定期間の初任教養を受けた後、県内の各警察署（交番）に配属されます。

6 給与及び待遇

- (1) 給料及び諸手当  
平成31（2019）年4月1日現在における初任給（給料）は大学卒で214,100円、短大卒で197,200円、高卒で181,700円ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある人は一定の基準により加算されます。  
このほか、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は3.5%）、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。
- (2) 被服  
被服は、制服のほか、靴、靴下、手袋等が現品で支給されます。
- (3) 住宅  
栃木県警察学校や県内の各警察署には、職員住宅、独身寮があります。
- (4) 医療  
地方公務員等共済組合法により、本人・家族とも病気にかかったときは3割（義務教育就学前の場合は2割）負担で治療が受けられます。栃木県警察本部には保健室があり、常勤の保健師が健康相談に応じています。

7 受験手続

- (1) インターネット（電子申請）による場合

申込先 申込方法	<p>栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」のページを必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かないときは、申込みがされていないので注意してください。</li> <li>・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。））</li> <li>・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに栃木県警察本部警務課に電話でお問い合わせください。</li> <li>・受験票をA4サイズ用の紙に印刷後、はがきサイズに切ってはがき大の厚紙に貼り、写真</li> </ul>
-------------	--

	<p>を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。</li> <li>・使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</li> </ul>
受付期間	<p>7月26日(金) 8時30分～8月30日(金) 17時15分(受信有効)</p> <p>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。</p> <p>電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも一時的に申込みができない場合があります。</p>

## (2) 郵送・持参による場合

申込方法	<p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、下記申込先まで郵送又は持参してください。</p> <p>(記入に当たっては、別記「申込書、受験票記載例」を参照してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県警察本部警務課に持参する場合を除き、受験票に住所・氏名を明記し、62円分の切手を貼ってください。</li> <li>・提出書類の様式は栃木県人事委員会のホームページからプリントアウトすることもできます。(http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/annai.html)</li> <li>・様式をプリントアウトして使用する場合は、A4サイズ用の紙に印刷し、受験票を切り離して郵便はがき(62円)に貼り、表面には住所・氏名を明記してください。</li> <li>・申込みのときには受験票に写真を貼らないでください。</li> <li>・郵送の際は、封筒の表に「警察官試験受験申込」と朱書きし、裏には住所・氏名を必ず書いてください。</li> </ul> <p>※申込書は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。</p> <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験票が返送されたら写真を貼って、第1次試験当日に持参してください。</li> <li>・受験票が到着しないときは、9月10日(火)までに栃木県警察本部警務課まで電話でお問い合わせください。</li> </ul>
受付期間 申込先	<p>(郵送) 7月26日(金)～8月30日(金)(消印有効)</p> <p>栃木県警察本部警務課(〒320-8510 宇都宮市埜田1-1-20)</p> <p>(持参) 7月26日(金)～8月30日(金) 8時30分～17時15分</p> <p>栃木県警察本部警務課及び県内の各警察署、交番、駐在所</p> <p>(栃木県警察本部警務課に持参する場合は、土・日・祝日を除く。)</p> <p>※このほか、受付期間内の土・日・祝日に開催する説明会において、臨時の受付を設ける場合があります。日時と場所は、事前に栃木県警察本部のホームページで告知します。</p>

## 8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に栃木県人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。(棄権者は開示請求できません。)

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	栃木県人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く 8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

※ 「2 受験資格 学歴等（大学卒業者）」の「(2) 栃木県人事委員会が(1)と同等の資格があると認める人」については下記の1～10のとおり、「(特別区分〔国際捜査官〕)」の「(2)イ 栃木県人事委員会がアと同等の資格があると認める人」については、下記の1～7及び9のとおりです。詳細は、栃木県人事委員会事務局までお問い合わせください。

1	短期大学、高等専門学校を卒業した人などで、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構）から学士の学位を授与された人
2	防衛大学校、防衛医科大学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校を含む。）、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校の長期課程若しくは総合課程、気象大学校の大学部又は国立看護大学校を卒業又は修了した人及び令和2（2020）年3月31日までに卒業又は修了する見込みの人
3	外国において学校教育における16年以上の課程を修了した人及び令和2（2020）年3月31日までに修了する見込みの人
4	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了した人及び令和2（2020）年3月31日までに修了する見込みの人
5	我が国において、外国の大学の課程（当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した人及び令和2（2020）年3月31日までに修了する見込みの人
6	外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された人及び令和2（2020）年3月31日までに修了する見込みの人
7	専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した人及び令和2（2020）年3月31日までに修了する見込みの人
8	大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した人と同等以上の学力があると認められた人で、平成10（1998）年4月1日以前（医学等を履修する博士課程への入学については平成8（1996）年4月1日以前）に生まれた人
9	学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある人
10	教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する人で平成10（1998）年4月1日以前に生まれた人